

佐賀大学医学部教授会規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学教授会通則（平成16年4月1日制定）第8条の規定に基づき、佐賀大学医学部教授会（以下「教授会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 教授会は、専任の教授（医学部附属病院長を含む。）をもって構成する。

(審議事項等)

第3条 教授会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 医学部長及び附属病院長の選考に関する事項
- (2) 教員の選考に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) 学生の入学、卒業その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (5) その他学部、医学部附属病院及び医学部附属教育研究施設の教育又は研究に関する重要事項

(会議)

第4条 教授会は、定例教授会又は臨時教授会とする。

2 教授会に議長を置き、医学部長（以下「学部長」という。）をもって充てる。

3 議長に事故があるときは、副医学部長（総務・研究担当）又は議長があらかじめ指名する教授が、議長の職務を代行する。

4 議長は、教授会を主宰する。

(審議事項等の通知)

第5条 教授会の審議事項等は、あらかじめ通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(議事)

第6条 教授会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。ただし、教授人事に関する事項については4分の3以上の出席がなければならない。

2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、教授会の同意を得て構成員以外の者を出席させることができる。

2 前項の出席者は、票決に参加しないものとする。

(代議員会)

第 8 条 教授会に、佐賀大学教授会通則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 7 条の規定に基づき、代議員会を置く。

2 代議員会に関し必要な事項は、別に定める。

（学科会議）

第 9 条 教授会の円滑な運営を図るため、医学科及び看護学科に学科会議を置く。

2 学科会議に関し必要な事項は、別に定める。

（議事録）

第 10 条 議事その他必要な事項は、議事録に記載し、次回以降の教授会において、その内容を確認するものとする。

（事務）

第 11 条 教授会の事務は、総務課において処理する。

（雑則）

第 12 条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 17 日改正）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 21 日改正）

この規程は、平成 17 年 4 月 21 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年 3 月 8 日改正）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。